

福井工業高等専門学校技術相談規則

平成27年3月5日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに基づき、福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）において技術相談の取扱い等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題解決を中心とした一時的な相談をいう。

(技術相談の申込)

第3条 技術相談の申込は、原則として「技術相談申込書」（様式1）に記入し、地域連携テクノセンター（以下「センター」という。）へ提出するものとする。

(技術相談の実施)

第4条 センターで技術相談申請書の内容を確認し判断の上、適切な担当教職員（以下「担当教職員」という。）を決めた後、担当教職員へその旨通知し、技術相談を実施する。

2 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

3 技術相談の過程で生じた発明の帰属に関しては、秘密保持契約書の中に規定するものとする。

4 技術相談の結果、共同研究又は受託研究を行うこととなった場合は、速やかに共同研究申請書又は受託研究申込書の提出を受け、共同研究契約又は受託研究契約を締結し、研究を行う。

(技術相談の報告)

第5条 技術相談を行った担当教職員は、「技術相談報告書」（様式2）を作成しセンターに提出する。

(技術相談料・費用)

第6条 原則として初回の技術相談料は無料とし、2回目以降の技術相談料については、「技術相談料金表」（別表1）に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。